

令和 2 年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度小山市のテクノパーク小山南部造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 165,900 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 379,800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 16 日提出

小山市長 浅 野 正 富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 市債		503,900	△165,900	338,000
	1 市債	503,900	△165,900	338,000
歳入	合計	545,700	△165,900	379,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 工業団地造成事業費		521,085	△165,900	355,185
	1 工業団地造成事業費	521,085	△165,900	355,185
歳出	合計	545,700	△165,900	379,800

第2表 地 方 債 補 正

1 変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 工業団地造成事業	千円 503,900	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 338,000	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

[illegible]

(単位千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 工業団地造成事業債	△165,900	○工業団地造成事業債

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1. 工業団地造成事業費	521,085	△165,900	355,185	△165,900	0
1. 工業団地造成事業費	521,085	△165,900	355,185	△165,900	0
1. 工業団地造成事業費	521,085	△165,900	355,185	△165,900	0
歳 出 合 計	545,700	△165,900	379,800	△165,900	0

(単位千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		特定財源内訳 市債 $\Delta 165,900$
		特定財源内訳 市債 $\Delta 165,900$
		特定財源内訳 市債 $\Delta 165,900$
12. 委 託 料	$\Delta 10,500$	○テクノパーク小山南部造成事業費
14. 工 事 請 負 費	$\Delta 93,400$	
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	$\Delta 62,000$	
		特定財源内訳 市債 $\Delta 165,900$